

意見陳述書

成田市議会議員 鬼澤 雅弘

1 審査請求の対象となる事由該当条項及び内容について

本審査請求のうち、私に対する請求は、審査請求書（２）①を内容とする成田市議会議員政治倫理条例（以下、「本条例」という。）第３条１号違反の審査となる。

この点、審査請求書では、本条例第２条２項に基づく説明責任を果たしていないことを根拠に、私が本条例第３条１号に違反すると主張されており、令和８年６月１９日の第２回政治倫理審査会でも審査請求者が同様の主張が繰り返されている。

しかし、本条例第２条２項が議員に求める説明責任は、「政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたとき」に生じるとされるところ、遵守すべき政治倫理基準が本条例第３条に列挙されている。つまり、議員は、本条例第３条各号に違反する疑惑を持たれたときに、本条例第２条２項により当該疑惑に対する説明責任を負うのである。

したがって、本審査請求は、本条例の構造を正しく理解せず逆転した論理を展開しており、出発点から破綻しているものであり、請求自体が失当ということになる。

また、仮にこの点を度外視したとしても、具体的に何に対する説明を求めているのか、第２回政治倫理審査会の審査請求者の説明を聞いてもなお明らかにならないため、ここでも本審査請求の不当性が明らかである。

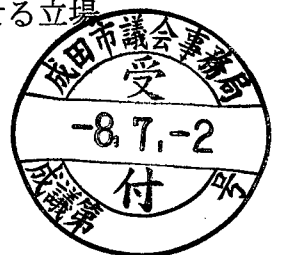
この時点で資料の内容に触れる必要もないところであるが、実のある手続がなされるよう、念のため、本審査請求が本条例第３条１号の法令遵守または名誉及び品位を損なう「疑惑を持たれるおそれのある行為」があったことを根拠として、これに対する説明を求めているものと再構成し、以下、意見を述べる。

2 株式会社NK コーポレーションについて

（１）私が株式会社NK コーポレーション（以下、単に「会社」という）の取締役役に就任していることは間違いないが、法令に反する行為は一切していない。

（２）次に、議員としての名誉・品位を損なう行為も全く存在しない。

会社の取引は、市から受注しているものではなく、あくまで私人間取引となるため、守秘義務の観点から、私は、契約内容等につき詳細を話せる立場



にはない。もっとも、審査請求書別添の資料⑤に挙げられている元役員らからの聴取内容として記載されているような、会社の設立が開発事業工事の警備受注を前提にしていたという事実は一切ない。

また、資料⑤に言及されている、元役員からの経理帳簿の閲覧要求に対し、私が応じなかったという事実はない。そもそも過去に閲覧を要求された事実自体がない。同じく、「謎の手数料」なども一切存在しない。この件は、元役員が不可解な手数料を発見したということでもなく、私が「謎の手数料」が発生していることについて言及していたという理解し難い内容の話であり、これ以上の説明をしようがない。

いずれにしても、真実と全く乖離しており、全体として趣旨も不明確な極めて疑わしい内容であるため、資料⑤は信用に値しない。

3 マスメディアが取材に押しかけることについて

本審査請求では、「定例会及び成田市議会報告会にマスメディアが取材に押しかけるに至っ」たことが、議会の名誉及び品位を損なうと主張している。

本条例第3条1号が対象とするのは議員の行為であり、マスメディアの行動ではない。説明責任を果たさないことが同号に違反するという構成の矛盾も相まって、上記主張は完全に破綻している。

4 これまでの各所に対する説明について

私のこれまでの対応として、資料①からも明らかであるとおおり、報道機関に対し、守秘義務を守りながら可能な範囲で説明を尽くしている。

また、資料⑥のコメントは、議会を代表する議長に対しても誠実に説明を差し上げたことの証左である。

5 最後に

本審査請求は、本条例の構造を誤解していること及び私に求める説明の内容が不明瞭であることにより、二重の意味で失当であるが、実のある手続がなされるよう、私の認識からできる限りの説明を記載した本意見陳述書を提出する。

ついては、政治倫理審査会において、公正な審査の実施をお願いしたい。

以上